



# 熊本県公報

第 1 1 9 9 7 号

平成 23 年 4 月 1 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… ( " ) 3
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… ( " ) 5
- 道路の区域変更…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 5
- 道路の供用開始…………… ( " ) 6

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 7
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 7
- 山鹿都市計画準防火地域の変更…………… (都市計画課) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者  
に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 8
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知のあて所不明者  
に係る当該通知の掲示…………… ( " ) 9
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不  
明者に係る当該通知の掲示…………… ( " ) 9

### 登 載 依 頼

- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正す  
る規則…………… (人事委員会) 9
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… (警察本部交通企画課) 10
- 県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部運転免許課) 15
- 県道路交通規則第24条第1項の規定に基づく申請又は届出の  
場所、期日及び受付時間の改正…………… ( " ) 15
- 道公法第108条の2第1項第3号～第8号、第11号～第13  
号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正  
…………… ( " ) 16
- 県道路交通規則42条の2第1項第4号に規定する講習を行う  
場所、期日及び受付時間の一部改正…………… ( " ) 17

## 告 示

### 熊本県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリデイサービスオリーブ 熊本市西原三丁目1番57号ダイ ヤビル1F	株式会社ハミングライフ	平成23年4月1日

## 熊本県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハビリデイサービスオリーブ 熊本市西原三丁目1番57号ダイ ヤビル1F	株式会社ハミングライフ	平成23年4月1日

## 熊本県告示第352号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字越地1725番、1732番、1734番1、1734番2、1735番、1736番、1739番から1744番まで、1747番から1749番まで、1749番1、1762番、1779番、1780番、1781番1、1784番、1786番、1789番、字大迫1868番、1869番、1871番、1872番、1874番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字越地1762番、1739番・1748番・1779番・1780番・1784番・1786番・字大迫1869番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所エミール 熊本市九品寺四丁目22番22号	株式会社蓮の実	平成23年4月1日

## 熊本県告示第354号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所エミール	株式会社蓮の実	平成23年4月1日

熊本市九品寺四丁目22番22号

**熊本県告示第355号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場2560番地14	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

**熊本県告示第356号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
たちばな園 阿蘇市三久保715番地	社会福祉法人 蘇幸会 阿蘇市三久保715番地 佐藤 孝喜	平成23年 4月1日	4312800073	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
障がい者サポートセンター ゆうすい 天草市五和町御領2395番地2	社会福祉法人 弘仁会 天草市五和町御領2395番地2 葦原 建一	平成23年 4月1日	4313000426	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
星光園 天草市北原町8番37号	社会福祉法人 北斗会 天草市北原町8番37号 金澤 典子	平成23年 4月1日	4313000434	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
障害者支援施設 きずなの里 上天草市松島町今泉6172番地	社会福祉法人 恵山会 上天草市松島町今泉6172番地 石山 昭介	平成23年 4月1日	4312600085	生活介護
				施設入所支援
				短期入所
みゆきホーム 上天草市松島町今泉6172番地	社会福祉法人 恵山会 上天草市松島町今泉6172番地 石山 昭介	平成23年 4月1日	4322600031	共同生活介護
				共同生活援助

**熊本県告示第357号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
明和学園 熊本市中無田町 648番地	社会福祉法人 勝縁会 熊本市中無田町648番地 原田 一也	平成23年4月1日	4310101094	生活介護
				自立訓練（生活訓練）
				就労継続支援B型
託麻ワークセンター 熊本市小山四丁目9番88号	社会福祉法人 桜木会 熊本市小山四丁目9番88号 門川 頼俊	平成23年4月1日	4310101102	生活介護
				就労継続支援B型
友愛育成園 熊本市壺川二丁目1番57号	社会福祉法人 同胞友愛会 熊本市壺川二丁目1番57号 松村 登美	平成23年4月1日	4310101110	生活介護
				就労継続支援B型
指定生活介護事業所 ほほえみ 菊池市隈府473番地15	社会福祉法人 菊愛会 菊池市重味字北の原2380番地7 最上 次男	平成23年4月1日	4311200143	生活介護
野々島学園 合志市野々島字丸内2774番4	社会福祉法人 愛火の会 合志市野々島字丸内2774番4 一門 恵子	平成23年4月1日	4312900212	生活介護
				就労継続支援B型
障害者支援センターあさひヶ丘 球磨郡相良村大字深水2500番地の65	社会福祉法人 ひまわり会 球磨郡相良村大字深水2500番地の65 山口 秀俊	平成23年4月1日	4311880167	就労継続支援B型

**熊本県告示第358号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援センター田原坂 熊本市改寄町2371番地	株式会社スローライフ芳寿会	平成23年4月1日

**熊本県告示第359号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	玉名郡長洲町大字長洲字上六丁目 3308番2地先から	前	15.3 ～ 31.4	782.5	地基創街

		同町大字長洲字新山 818番30地先まで	後	16.2 ～ 36.2	782.5	
--	--	-------------------------	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成23年4月1日

**熊本県告示第360号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2441番104地先から 同所 2441番100地先まで	前	22.5 ～ 56.2	178.7	地基創 改（法 面保護）
				5.4 ～ 14.7	77.1	
			後	22.5 ～ 56.2	178.7	
				5.4 ～ 7.5	58.5	

2 区域を変更する期日 平成23年4月1日

**熊本県告示第361号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	戸島熊本線	熊本市水前寺六丁目 5番1地先から 同所 25番地先まで	前	8.3 ～ 17.0	54.3	活力基 盤交安 （歩道 整備及 び交差 点改良）
				17.0 ～ 17.0	54.3	
		後	17.5 ～ 47.0	170.4		
			17.5 ～ 52.2	170.4		

2 区域を変更する期日 平成23年4月1日

**熊本県告示第362号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	熊本市城南町下宮地字新田 454番3地先から 同市城南町隈床字安幕 806番4地先まで	160.0	やさ道 高齢者 (歩道 整備)

2 供用を開始する期日 平成23年4月1日

熊本県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月1日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	熊本市国府一丁目 3番3地先から 同所 3番3地先まで	12.8	活基総 街（横 断歩道 橋の一 部）

2 供用を開始する期日 平成23年4月1日

公 告

熊本県公告第161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター菊池店  
菊池市西寺字古閑後1458番3ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎	新潟市南区清水4501番地1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年11月11日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,940平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 96台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側 18台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 65平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
4箇所 建物敷地東側、南側及び北側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時
- 7 届出年月日  
平成23年3月10日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務振興課  
平成23年4月1日から平成23年8月1日まで

**熊本県公告第162号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値撮影デジタル）	平成23年3月3日から 平成23年7月1日まで	熊本市、八代市、玉名市、 宇土市、宇城市、玉名郡玉 東町、同南関町、八代郡氷 川町

**熊本県公告第163号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字惣領字北横大道1670番、同1671番1、同1681番1及び同1682番1  
4,980.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字惣領1670番地  
社会福祉法人 ましき苑

**熊本県公告第164号**

県営鹿本北部2期地区（五郎丸工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成23年4月4日から  
平成23年5月2日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第165号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第

2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
山鹿都市計画準防火地域（山鹿市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

#### 熊本県公告第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2181番8  
1,094.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡県久留米市城南町13番地21  
九州セキスイハイム不動産株式会社

#### 熊本県公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1286番1、同1285番7及び水路  
7,466.32平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930  
ダイレックス株式会社

#### 熊本県公告第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上452番1の一部及び同453番4  
491.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字曲手452番地2  
今村 敬士

#### 熊本県公告第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字蛇塚2671番3、同2671番4及び同2671番5  
697.47平方メートル（うち道路部分198.40平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市竹迫1908番地3  
衛藤 光廣

#### 熊本県公告第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を美里町役場に掲示する。

平成23年4月1日



熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
岡村 文子、永野間 千鶴子、遠山 隆、松金 司展、宮本 金藏、山本 義光、大塚 直正、永津 忠治、福村 武八、赤星 キセ、山本 茂三郎、石坂 仙太郎、嶋津 誠一、安川 良美、岡田 妙子、眞田 眞澄、渡邊 信子、藤川 芳光、株式会社広川林業、桂 みつえ、田上 千代松、長谷川 アサエ、山崎 光義、山下 今朝雄、山崎 千恵子、椎葉 正博
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月16日付け農林水産省告示第419号による。

**熊本県公告第171号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を美里町役場に掲示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
本山 虎雄、古賀 秀雄、吉田 モカ、福田 直平、福村 武八、赤星 勝、福田 成助、福崎 美俊、塔ノ上 明德、吉田 益男、松岡 勲、中川 公子、山下 徳七、山下 兵作、園坂 仙五郎、辰元 武七、山下 伊七、中村 源七、中村 傳藏、上村 順平、山下 広次、鹿山 富三郎、徳永 富士子
- 2 通知の趣旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年2月16日付け農林水産省告示第420号による。

**熊本県公告第172号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を津奈木町役場に掲示する。  
平成23年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
財部 次太郎、財部 猪之太、財部 角馬、溝口 仁作、津奈木 利源太、元村 傳十、津奈木 多直、六車 茂一郎、斉藤 吉之助
- 2 通知の趣旨  
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年3月18日付け熊本県告示第269号による。

**登載依頼**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月1日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第17号**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の表21の項中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同項に次のように加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

同条の表23の項中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第4号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。

平成23年4月1日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

- 1 委嘱年月日  
平成23年4月1日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活動区域
生田 和吉	熊本市黒髪二丁目4番21号	熊本北警察署管轄区域
池田 常雄	熊本市楠七丁目2番21号	〃
市原 敬助	熊本市龍田町弓削711番地12	〃
一安 紘文	熊本市大江四丁目20番29号	〃
上田 哲也	熊本市硯川町279番地3	〃
内田 一徳	熊本市鶴羽田町589番地	〃
小野 洋一	熊本市坪井三丁目8番6号	〃
金光 幸雄	熊本市万楽寺町41番地2	〃
河野 力三	熊本市安政町2番15号	〃
北御門 博子	熊本市中央街7番13号	〃
黒川 大二	熊本市岡田町5番7号	〃
島川 明敏	熊本市麻生田五丁目14番15号	〃
嶋村 幸一	熊本市大窪三丁目2番2号	〃
高巢 宗夫	熊本市花園一丁目3番15号	〃
田尻 一男	熊本市梶尾町337番地2	〃
田邊 正直	熊本市新屋敷一丁目13番3号	〃
多良木 慶輝	熊本市清水新地4丁目5番10号	〃
中山 紀雄	熊本市白山一丁目1番28号	〃
西菌 謙吾	熊本市花園六丁目2番42号	〃
西本 豊秀	熊本市池田四丁目28番13号	〃
野田 広康	熊本市硯川町895番地4	〃
花田 弘恵	熊本市武蔵ヶ丘三丁目17番4-70号	〃
福岡 耕造	熊本市黒髪七丁目109番地	〃
福永 強一	熊本市麻生田四丁目13番11号	〃
松浦 勇進	熊本市新市街13番21号	〃
松岡 政晴	熊本市龍田六丁目14番45号	〃
松永 季勝	熊本市龍田陳内三丁目23番20号	〃
村上 春行	熊本市下硯川町587番地	〃
吉崎 征一	熊本市九品寺三丁目5番11号	〃
芳村 義雄	熊本市北千反畑町5番10号	〃
一門 哲也	熊本市近見八丁目8番93号	熊本南警察署管轄区域
上田 六男	熊本市紺屋阿弥陀寺町35番地	〃
尾村 哲	熊本市島崎四丁目7番14号	〃
勝矢 幾寛	熊本市二本木三丁目10番21号	〃
木下 義信	熊本市無田口町1711番地1	〃
後藤 洋昭	熊本市南高江二丁目9番21号	〃
児安 洋一	熊本市銭塘町430番地2	〃
椎葉 勇雄	熊本市川尻一丁目6番2号	〃
高木 良一	熊本市富合町大町414番地	〃
高本 國廣	熊本市田崎二丁目30番80-305号	〃
高本 信人	熊本市田迎二丁目6番34号	〃
田崎 正幸	熊本市池上町1378番地3	〃
田上 平	熊本市海路口町3809番地1	〃
寺本 恒康	熊本市河内町岳1844番地8	〃

氏 名	住 所	活動区域
塘口 陸男	熊本市小島下町4604番地	〃
豊田 正尚	熊本市本荘四丁目4番11号	〃
豊永 健一	熊本市御幸笛田四丁目18番5号	〃
中川 憲正	熊本市平田一丁目14番19-301号	〃
中村 剛	熊本市沖新町668番地	〃
能田伸一郎	熊本市琴平本町4番63-202号	〃
野口 泰子	熊本市護藤町606番地	〃
林田 隆	熊本市上代三丁目2番3号	〃
平野 文洋	熊本市出仲間二丁目1番45号	〃
藤原 謙吾	熊本市新町三丁目10番13号	〃
村上 清孝	熊本市河内町船津2850番地	〃
村崎 義春	熊本市富合町榎津1033番地	〃
吉田 誠義	熊本市本荘町688番地2	〃
安藤 敬久	熊本市保田窪本町3番48号	熊本東警察署管轄区域
石原 一學	熊本市大江二丁目11番14号	〃
井長 精華	熊本市新外三丁目1番66号	〃
内野 保	熊本市花立二丁目8番23号	〃
北野 純生	熊本市秋津二丁目5番67号	〃
清村 勝	熊本市水前寺四丁目37番17号	〃
久保田秀之	熊本市上水前寺二丁目20番20号	〃
米田 篤司	熊本市戸島七丁目19番12号	〃
嶋田 一範	熊本市上南部二丁目14番41号	〃
高木 昇	熊本市国府一丁目7番11-401号	〃
高野 剛	熊本市尾ノ上二丁目12番9号	〃
田崎 建生	熊本市新生一丁目22番8号	〃
徳永 博	熊本市健軍二丁目23番10号	〃
内藤 守親	熊本市江津一丁目12番16号	〃
中村 勝則	熊本市出水六丁目22番7号	〃
野見山義之	熊本市御領五丁目1番30号	〃
橋本 肇	熊本市長嶺南二丁目2番58号	〃
長谷川智度	熊本市長嶺東五丁目5番38号	〃
濱田 明博	熊本市戸島西四丁目2番76号	〃
溝口 正子	熊本市榎町13番6号	〃
山口 和彦	熊本市神水一丁目31番2号	〃
山村 哲徳	熊本市桜木五丁目9番12号	〃
渡邊 隆照	熊本市若葉三丁目17番4号	〃
今村 智博	玉名郡玉東町大字上木葉383番地の1	玉名警察署管轄区域
上田 俊次	玉名郡南関町大字関町1502番地8	〃
上野 孝広	玉名市天水町小天265番地	〃
内尾 昌章	玉名市横島町横島638番地	〃
江上 正健	玉名郡和水町江田66番地4	〃
緒方 大海	玉名市岱明町上415番地1	〃
金澤 武之	玉名市中1224番地6	〃
坂上 吉之	玉名市滑石1321番地2	〃
竹下 春夫	玉名郡和水町板楠2576番地	〃
竹本 久芳	玉名市天水町小天9253番地	〃
竹森 利徳	玉名市岱明町野口882番地	〃
西川 攻	玉名市築地2458番地3	〃
開 勝年	玉名市天水町小天6961番地	〃
藤崎 忠義	玉名郡南関町大字関町1321番地2	〃
森 建一	玉名市石貫4246番地2	〃

氏 名	住 所	活動区域
吉田 誠二	玉名郡玉東町大字木葉754番地1	玉名警察署管轄区域
浦田 裕一	荒尾市増永675番地2	荒尾警察署管轄区域
組脇 勝利	玉名郡長洲町大字長洲2168番地40	〃
坂口 悦生	荒尾市府本144番地2	〃
田上 正二	玉名郡長洲町大字清源寺3079番地1	〃
長瀬 護雄	玉名郡長洲町大字宮野119番地6	〃
原 公聰	荒尾市野原656番地22	〃
古川 和也	荒尾市下井手511番地4	〃
前田 明彦	荒尾市本井手357番地1	〃
山口 輝幸	荒尾市下井手171番地	〃
山田 勝清	荒尾市上井手445番地2	〃
山道 力成	荒尾市川登1918番地10	〃
牛島 健二	山鹿市鹿本町来民1727番地1	山鹿警察署管轄区域
内田 英彦	熊本市植木町植木223番地	〃
緒方 義弘	山鹿市坂田2279番地	〃
栗原 輝美	山鹿市鹿北町岩野115番地2	〃
栗原 典江	山鹿市下吉田633番地4	〃
古賀 文則	山鹿市南島1692番地2	〃
竹下 和昭	山鹿市鹿央町霜野1303番地	〃
西田 克巳	山鹿市津留3088番地	〃
平川 民子	熊本市植木町岩野317番地の8	〃
藤本 俊行	熊本市植木町一木76番地	〃
前田 敬治	熊本市植木町内51番地の3	〃
村井 正臣	山鹿市菊鹿町下内田361番地2	〃
本山 幸嘉	山鹿市山鹿548番地3	〃
山部 澄友	熊本市植木町富応329番地	〃
秋月 順子	菊池市隈府58番地	菊池警察署管轄区域
秋吉佐智代	菊池市下河原5086番地	〃
坂梨 鷹元	菊池市七城町小野崎835番地2	〃
友田 淳一	菊池市泗水町永2659番地139	〃
中村 道夫	菊池市旭志新明2688番地2	〃
針 金男	菊池市隈府1057番地5	〃
東 浩司	菊池市旭志小原529番地2	〃
本田 正嗣	菊池市泗水町豊永3467番地1	〃
松田 道明	菊池市七城町孤入147番地1	〃
岩永 誠	菊池市隈府1115番地4	〃
有働 義則	合志市豊岡2000番地811	大津警察署管轄区域
岡田 磯雄	菊池郡大津町大字陣内1124番地2	〃
緒方 宏信	阿蘇郡西原村大字河原860番地	〃
木村 孝義	菊池郡大津町大字引水520番地	〃
小椋 征朗	菊池郡菊陽町大字原水5271番地1	〃
田野 敏博	阿蘇郡西原村大字布田1173番地2	〃
塚本 文昭	合志市栄1229番地	〃
西岡 和明	菊池郡菊陽町大字曲手229番地	〃
野口 正一	合志市合生849番地	〃
古庄 重信	菊池郡大津町大字高尾野675番地	〃
松岡 功誠	阿蘇郡西原村大字鳥子1483番地	〃
松岡 榮美	合志市福原1115番地2	〃
村上 力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼51番地2	〃
八十川則雄	合志市豊岡2023番地48	〃
井上 幸一	阿蘇郡南小国町大字赤馬場3382番地1	小国警察署管轄区域

氏 名	住 所	活動区域
時松 一義	阿蘇郡小国町大字下城2084番地	小国警察署管轄区域
中嶋 廣美	阿蘇郡小国町大字宮原2032番地の2	〃
荒井 咲子	阿蘇市一の宮町宮地4581番地	阿蘇警察署管轄区域
小野 將一	阿蘇市波野大字滝水196番地1	〃
高橋 誠一	阿蘇郡産山村大字山鹿2434番地	〃
松川 シズノ	阿蘇市小里140番地	〃
森塚 孝行	阿蘇市赤水953番地3	〃
山口 澄雄	阿蘇市一の宮町宮地3310番地3	〃
山部 頼子	阿蘇市一の宮町宮地1968番地6	〃
荒牧 久利	阿蘇郡高森町大字上色見682番地	高森警察署管轄区域
大塚 弘倫	阿蘇郡高森町大字高森1310番地1	〃
中野 義邦	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5174番地1	〃
渡邊 磨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3336番地1	〃
勝本 一郎	上益城郡御船町大字木倉7095番地3	御船警察署管轄区域
熊宮 敏宏	上益城郡益城町大字安永671番地	〃
坂田 潤子	上益城郡益城町大字安永411番地19	〃
下田 準二	上益城郡益城町大字下陳700番地	〃
田上 義隆	上益城郡甲佐町大字中横田1195番地	〃
馬場 雅夫	上益城郡嘉島町大字鯨1784番地2	〃
森田 優二	上益城郡御船町大字御船236番地	〃
山本 正一郎	上益城郡益城町大字安永575番地2	〃
吉田 千里	上益城郡御船町大字田代983番地	〃
米村 千晶	上益城郡甲佐町大字豊内194番地	〃
渡邊 佳子	上益城郡嘉島町大字上六嘉358番地	〃
荒木 新一	上益城郡山都町鶴ヶ田4050番地	山都警察署管轄区域
甲斐 光明	上益城郡山都町菅尾1254番地2	〃
下田 誠	上益城郡山都町下名連石842番地2	〃
田上 徳義	上益城郡山都町下馬尾175番地2	〃
岩永 日出幸	熊本市城南町阿高539番地1	宇城警察署管轄区域
上野 松雄	宇城市小川町新田出1181番地	〃
上村 重子	宇城市三角町波多68番地	〃
浦上 大人男	熊本市城南町舞原88番地	〃
緒方 秀年	下益城郡美里町原町46番地	〃
甲斐 きみ子	宇土市網津町1421番地	〃
柏木 敏秀	宇城市松橋町松橋999番地	〃
白石 惇	宇土市古保里町633番地1	〃
谷山 次則	宇土市神馬町725番地	〃
豊田 茂稔	宇城市不知火町高良1855番地1	〃
前田 典洋	宇城市松橋町両仲間348番地1	〃
松本 克己	下益城郡美里町三和384番地1	〃
宮本 一	宇城市松橋町大野135番地1	〃
山口 俊一	宇城市三角町三角浦1159番地78	〃
山口 久代	宇土市下網田町1850番地1	〃
山口 義則	宇城市小川町小川60番地1	〃
山下 信夫	宇城市豊野町糸石1047番地1	〃
吉川 満璃子	宇土市本町一丁目18番地	〃
大原 友春	八代市二見本町1248番地	八代警察署管轄区域
亀山 光年	八代市高島町4615番地	〃
楠本 優	八代市郡築六番町25番地	〃
久保 田和子	八代市港町19番地	〃
栗原 弘吉	八代市日奈久塩北町4353番地2	〃
園田 博	八代市古閑中町2481番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
武井弘治郎	八代市昭和日進町254番地5	八代警察署管轄区域
中道 眞之	八代市坂本町西部い2373番地	〃
中村都賜夫	八代市麦島東町2番11号	〃
林 純子	八代市岡町小路698番地	〃
福島 邦秋	八代市岡町中600番地1	〃
藤本 年明	八代市日置町103番地1	〃
古川 昭徳	八代市水島町2585番地	〃
丸吉 秀之	八代市千丁町吉王丸1521番地	〃
宮島 保興	八代市通町6番19号	〃
元村 諒	八代市高下西町1172番地	〃
山口 正信	八代市宮地町178番地	〃
渡邊 義明	八代市大福寺町632番地1	〃
上村 俊司	八代市東陽村北4531番地1	氷川警察署管轄区域
滝本 龍夫	八代郡氷川町野津718番地3	〃
谷口 一雄	八代市鏡町塩浜234番地	〃
中路 潔	八代市鏡町下有佐370番地1	〃
元松 四男	八代郡氷川町網道812番地2	〃
本山 幸人	八代市泉町柿迫3120番地	〃
森崎 金蔵	八代郡氷川町宮原804番地2	〃
浦川 末廣	葦北郡芦北町大字小田浦2202番地1	芦北警察署管轄区域
篠原 紀男	葦北郡芦北町大字豊岡245番地	〃
下田 義治	葦北郡芦北町大字鶴木山853番地4の2	〃
齋藤 誠	葦北郡津奈木町大字小津奈木2113番地96	水俣警察署管轄区域
中村 靖	水俣市山手町一丁目3番17号	〃
福田 研二	水俣市栄町二丁目1番21号	〃
松田 喜正	水俣市旭町一丁目1番3号	〃
森下 紀裕	葦北郡津奈木町大字津奈木1256番地1	〃
山口 チエ	水俣市牧ノ内12番25号	〃
稲留 成長	人吉市南町4番地	人吉警察署管轄区域
佐田 栄次	人吉市上戸越町3649番地8	〃
瀧川 邦夫	球磨郡錦町大字木上東4番地37	〃
中竹 幸利	球磨郡山江村大字山田丁822番地1	〃
中村 和典	球磨郡五木村甲3374番地24	〃
那須 俊典	人吉市大畑町2520番地	〃
日當三代喜	球磨郡球磨村大字渡乙2019番地1	〃
東 正治	球磨郡錦町大字西1604番地1	〃
冷水 邦彦	人吉市下城本町1734番地4	〃
福屋 民夫	人吉市西間上町1578番地	〃
三木 茂	人吉市中神町字馬場32番地5	〃
宮村 千敏	球磨郡相良村大字柳瀬817番地8	〃
小田 辰幸	球磨郡多良木町大字多良木118番地	多良木警察署管轄区域
嘉村 勝正	球磨郡あさぎり町上南1361番地1	〃
久保田 守	球磨郡あさぎり町免田東3003番地55	〃
野田勇次郎	球磨郡あさぎり町深田西2393番地2	〃
平田 博文	球磨郡あさぎり町岡原北1416番地1	〃
藤本 伸介	球磨郡湯前町2102番地1	〃
松村 憲一	球磨郡あさぎり町須恵3096番地	〃
森山 清人	球磨郡水上村大字江代1666番地9	〃
石川 榮一	天草市古川町5番11号	天草警察署管轄区域
上元 正純	天草市新和町小宮地6584番地	〃
江浦むつえ	天草市下浦町2358番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
檉山 武久	天草市佐伊津町2783番地	天草警察署管轄区域
梶山 勝	天草市中村町11番23号	〃
川上 勝昭	天草市有明町下津浦38番地	〃
嶋村 恒晴	天草市栖本町古江833番地2	〃
園田 溢	天草市天草町大江3031番地	〃
遠山 春樹	天草市有明町赤崎2023番地1	〃
富永千賀子	天草市本渡町本渡986番地1	〃
松木昭十四	天草市五和町御領9628番地16	〃
山下 富子	天草市北原町8番12号	〃
吉鶴 政美	天草市倉岳町宮田3878番地	〃
久保田武敬	上天草市松島町阿村1508番地	上天草警察署管轄区域
鍛釣 文男	上天草市大矢野町上2119番地	〃
小幡 一義	上天草市大矢野町維和41番地1	〃
高木 一喜	上天草市龍ヶ岳町大道1985番地	〃
前田 正之	上天草市姫戸町二間戸5863番地10	〃
松本 初雪	上天草市松島町教良木5939番地	〃
佐藤 剛作	天草市牛深町83番地1	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	天草市牛深町1539番地1	〃
登 元生	天草市河浦町河浦5690番地	〃
橋本 敬子	天草市深海町3215番地	〃

熊本県公安委員会告示第8号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成23年4月1日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第24条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第9号

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第24条第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第6号（道路交通法第94条、第101条、第101条の2、第101条の2の2、第104条の4及び第107条の7に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）は、平成23年4月1日をもって廃止する。

平成23年4月1日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

- 申請又は届出の種別ごとの場所、期日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。
  - 運転免許証の更新及び特例更新
    - 優良運転者講習の受講対象者

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
警察署（熊本北、熊本南、熊本東、 大津及び御船の各警察署を除く。）	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

(注) 優良運転者講習とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者に対する講習をいう。

イ 一般運転者講習及び違反運転者等講習の受講対象者

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター	日曜日から	午前8時30分から同9時30分まで

(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	金曜日まで	午後1時00分から同2時00分まで
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、 大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

(注) 一般運転者講習及び違反運転者等講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する一般運転者及び違反運転者等に対する講習をいう。  
ウ 高齢者講習の受講対象者

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から 金曜日まで	午前10時00分から同11時00分まで 午後2時00分から同3時00分まで
警察署(熊本北、熊本南、熊本東、 大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

(注) 高齢者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。

(2) 運転免許証の更新の経由申請

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

(3) 運転免許証の再交付及び申請による取消し

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同11時00分まで 午後1時00分から同4時00分まで
警察署	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

(4) 運転免許証の記載事項変更届出

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日	午前10時00分から同11時30分まで 午後2時00分から同3時30分まで
	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同11時30分まで 午後1時00分から同4時30分まで
警察署	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

(5) 国外運転免許証の交付

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から同11時00分まで 午後1時00分から同4時00分まで
玉名、山鹿、菊池、阿蘇、宇城、 八代、芦北、人吉及び天草の各警 察署	月曜日から 金曜日まで	午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付等を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 災害その他やむを得ない事情のある日

熊本県公安委員会告示第10号

平成19年6月1日熊本県公安委員会告示第8号(道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のとおり改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫



3 (1)の表に次のように加える。

熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	第2及び第4 木曜日	午後0時30分から同 1時00分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	第2及び第3 木曜日	午前8時30分から同 9時00分まで

3 (2)の表に次のように加える。

熊本南自動車学校 (宇土市松山町2300番地)	第2及び第4 木曜日	午後0時30分から同 1時00分まで
阿蘇自動車学校 (阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)	第2月曜日	午前9時00分から同 9時20分まで
大矢野自動車学校 (上天草市大矢野町中2443番地2)	第2及び第3 木曜日	午前8時30分から同 9時00分まで
牛深自動車学校 (天草市久玉町南神鳴子5532番地)	第3火曜日	午前9時30分から同 10時00分まで

4の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金 曜日まで	午前10時00分から同 11時00分まで 午後1時00分から同 1時30分まで
-----------------------------------	----------------	--

4の表に次のように加える。

大洋自動車学校 (玉名市向津留532番地)	第2土曜日及 び第3金曜日	午後0時30分から同 1時00分まで
大洋第二自動車学校 (玉名市築地761番地)	第3金曜日及 び第4土曜日	午後0時30分から同 1時00分まで

5 (1)の表及び8 (1)の表に次のように加える。

八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	木曜日及び金 曜日	午前8時30分から同 9時00分まで
-------------------------	--------------	-----------------------

11の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項中「9時00分」を「9時20分」に改める。

**熊本県公安委員会告示第11号**

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第8号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

1の表熊本バス自動車学校(上益城郡御船町大字木倉175番地)の項及び人吉自動車学校(人吉市鶴田町875番地)の項を削る。